

れいめいふれあい公園の指定管理者の決定について

上記施設の指定管理者について、次のように決定いたしました。

1. 施設名 れいめいふれあい公園

2. 指定管理者 いちき串木野市羽島 5218 番地
れいめい羽島協議会
会長 枇榔 秋信

3. 指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

4. 特定団体を選定した理由

地域に密着した施設であること、また、前回の指定期間においても適切な管理がなされており、信頼と実績がある点が大きな理由である。

利用者からの利便性や、地域に権限・財源を移譲するという共生協働の観点からも、れいめい羽島協議会が管理することが最も適切であると判断した。

5. 議会の議決

令和3年第5回いちき串木野市議会定例会で議決